

令和5年度地域企業DX推進業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和5年度地域企業DX推進業務

2 目的

デジタル化に取り組む県内企業の裾野拡大を図るとともに、県内企業全体のDX（デジタルトランスフォーメーションに限らず、デジタルライゼーション、デジタイゼーションを含む。）推進につなげるため、デジタル実装による業務効率化や生産性向上等に対して意欲のある企業の経営者等を対象に支援プログラムを実施することで、同業種や同地域におけるDXに取り組む企業を創出する。

また、DX成功事例を横展開するほか、支援機関がDX支援のノウハウ等を取得できるようにすることで、県内企業のDXを促進する。

3 実施内容

（1）支援プログラムの企画・運営

支援プログラムは主に以下の内容で構成する。

ア 講義・ワークショップ・視察等の実施

デジタル実装による業務効率化、生産性向上等の先進事例とそのノウハウを学ぶとともに、デジタル実装に向けた対応を参加者が実際に検討すること等により、各企業がDXの必要性を強く認識できる効果的な企画を提案すること。

- ・ 講義やワークショップ等の内容や回数は、各企業がDXの必要性を認識し、次の取組につながるような効果的なものにする。
- ・ 中小企業庁「みらデジ経営チェック」^{※1}の活用方法を習得できる機会を必ず設けること。

（提案の例示）

- ✓ デジタル化の取組の必要性や基礎知識習得のための講義
- ✓ 企業の現状・課題とデジタル実装に向けたワークショップ
- ✓ 先進取組事例の紹介
- ✓ 企業等の視察 等

※1 みらデジ経営チェック

企業のデジタル化を中心とした経営状態を可視化し、経営に役立つ情報収集や支援機関への実際の支援相談につなげるポータルサイト

イ DXの具体的な取組に向けた伴走支援（参加企業別）

各企業におけるDXの具体的な取組につなげる効果的な伴走支援の企画を提案すること。

- ・ 3（1）アの取組を踏まえて、デジタル実装に向けたアイデアの具体化、取組の方向性の整理、アクションプラン策定等を行うため、伴走支援（コンサルティングやメンタリング）を行うこと。

- ・ 参加企業の経営課題や取組状況に応じて具体的なデジタルツールや運用方法等を提案し、デジタル実装につながる支援を提案すること。（参加企業の半数以上が実践する状態にまで導くこと）
- ・ 参加企業のニーズを踏まえた、デジタルツール提供企業とのマッチングを行う。
- ・ 参加者の活動が停滞しないようなきめ細やかなサポートを行うとともに、効果的な伴走支援の回数や実施方法、実施体制^{※2}について提案すること。

※2 実施体制

県内企業への継続的な DX の取組の横展開を踏まえ有効な体制を提案すること。

ウ その他の DX 推進に向けた取組

3（1）ア・イのほか、各企業における DX の具体的な取組につながるような効果的な企画を自由に提案すること。

エ 成果報告会

- ・ 他社や他業種のアイディアを共有するほか、取組に関するコミットメントを高めるため、参加企業の成果を発表・共有する報告会を開催すること。
- ・ ただし、知的財産権取得の可能性等があり、公表について考慮すべき内容は機構及び参加企業と協議の上、対応を決定すること。

オ その他

- ・ 企業等へのヒアリングや伴走支援の実施方法は対面、オンラインを問わないが、伴走支援にあたっては対面を重視し、現場の状況を詳細に把握した上で行うこと。

（2）成果物

ア DX の取組事例集の作成

- ・ DX に係る取組の横展開を図るため、県内企業等の DX に係る取組の成功事例やポイントなどを取りまとめた事例集を作成すること。
- ・ 事例数は 30 件以上を目途とし、県内企業の事例を可能な限り多く掲載することとするが、全国の事例についても掲載することを妨げない。
- ・ 業種や事業規模に応じて特有な事情などがあるものは体系的に整理することとし、また、本事業における取組事例についても可能な限り盛り込むこと。
- ・ 機構等のホームページに公開、次年度以降の横展開に向けて活用することを前提として、画像データ、テキストデータ等を提供すること。

イ DX 支援のノウハウ集の作成

- ・ 商工会議所・金融機関などの支援機関が企業に対して DX の支援を行う際に活用できるノウハウ・ポイント等を取りまとめたノウハウ集を作成すること。
- ・ 企業及び支援機関向けに国が作成した手引き¹及びツール²などはあるものの、支援機関が企業の DX に向けて伴走支援する際に、実践で活用できる特に留意すべき点やポイント等をまとめたものは少なく、特に県内企業への支援に適した具体的なものを提案すること。
- ・ 本事業による伴走支援時のノウハウ等を可能な限りノウハウ集に盛り込み、経営

¹ デジタルガバナンス・コード実践の手引き（経済産業省）

² IT 戦略ナビ（独立行政法人 中小企業基盤整備機構）

指導員をはじめとした県内の支援機関の職員が支援に当たって実践的に活用できるような県内企業の実態に即した内容のものを作成すること。

- ・ 機構等のホームページに公開、次年度以降の横展開に向けて活用することを前提として、画像データ、テキストデータ等を提供すること。

ウ 実績報告書の作成

3（1）の内容を踏まえた実績報告書を作成する。

（3）運営事務局の設置

機構と定期的に連絡調整が可能な運営事務局を設置する。運営事務局の整備に当たっては、支援実績が豊富な業務責任者及び担当者を配置する体制を提案すること。

4 支援プログラム参加対象者等

本業務で実施する支援プログラムへの参加条件は以下のとおりとする。

（1）対象企業・対象業種

ア 対象企業 デジタル実装による業務効率化や生産性向上等に対して意欲のある企業を対象とすること（15社程度を想定）。ただし、県内に事業所を有する法人に限る。

なお、対象企業数については、事業目的を踏まえて効果的と考えられる提案を行うこと。

イ 対象業種 業種については指定しない。

なお、想定される業種がある場合は業種についても提案すること。

（2）参加企業の募集等

意欲のある企業の参加を促すため、受託者のネットワークを提案するとともに、そのネットワークを生かし、また外部機関と連携しながら、主体的に参加企業の募集活動を行うこと。

（3）参加者

次に掲げる2名以上の参加を条件とする。

ア 経営者等：経営に対する意思決定権を有する者（社長、取締役等）

イ IT責任者等：アに掲げる者を補佐し、事業遂行の中核となる者

（4）参加費

1社5万円（消費税含む）

なお、参加費は受託者が徴収し、事業の運営経費に充てることができる。

5 その他

（1）秘密の保持

ア 本プロポーザルに関し、機構に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が機構から受領又は閲覧した資料等は、機構の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務により知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び公益財団法人にいがた産業創造機構個人情報取扱特記事項（別記 1）を遵守しなければならない。

(3) 再委託の制限

受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託業務の内容、再委託先の概要について事前に機構と協議し、了解を得なければならない。

(4) その他

ア 本業務の詳細は、契約締結後、機構と協議の上、決定すること。

また、企業のニーズに応じて柔軟に対応すること。

イ 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、機構と調整を図ること。

ウ 本仕様書に記載されていない事項及び詳細は、機構と協議すること。

エ 本業務の実施途中で問題、事故等が発生した場合は直ちに機構担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。